

ご説明資料

令和5年6月

大阪IRのデザイン無断使用と考えられる事案について

【審査委員会の見解】

○審査委員会は、本件について、

・大阪IRは魅力増進施設等におけるアーティストとのコラボレーション等を通じ、日本の文化を積極的に発信していくことを計画しているにもかかわらず、区域整備計画や大阪IRのPR動画の中でアーティストの利用許諾を適切に取得していない芸術作品のデザインが含まれていたことは、著作者に対する礼を失した行為であり、加えて、不適切に使用された芸術作品のデザインは、日本を代表するコンテンポラリーアーティストとして世界で高い評価を受ける2名のものだった点も踏まえると非常に残念である。

と受け止めている。

○また、本件が認定直後に発覚し、マスコミに報道されている点などを踏まえると、社会的に認知された事案であり、今後の事業者の対応如何によっては、より大きな問題に発展しかねないものであると考えられ、IR事業者およびその関係者(大阪府市・米MGM・日MGM・オリックス)は、このことを重く受け止めるべきである。

○以上を踏まえ、IR事業者およびその関係者は、二度とこのようなことが起きないように再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に全力を尽くすことを求める。なお、著作者本人との関係では、関係者は誠意をもって対応していくことが望ましいと考える。

○また、本件の事案の内容および審査委員会の見解を踏まえた上で、国土交通省観光庁においてIR事業者(必要に応じて米MGM・日MGM・オリックスを含む)に対して十分適切な対応を行う必要があると考える。

【事実関係1(本件の事案概要)】

- MGM・オリックスコンソーシアム(MGMリゾーツ・インターナショナル(以下「米MGM」)とオリックスにより構成)から大阪府市に提供された大阪IRの図等の中に、著作権者から利用許諾を得ていない可能性が高い芸術作品のデザインが含まれていること(以下「本件」)が認定後に発覚(4/14の新聞報道等を受け、4/17に大阪府市・IR事業者等において発表)。
- 現時点の大阪府市・IR事業者から国交省に対する説明は下記の通り。
 - ・米MGMにおいて、著作権者との利用許諾を行い図等の原案を作成する体制となっていた。
 - ・著作権者から米MGMに対し使用拒否の連絡がなされたものの、適切な内部確認を経ることなく大阪府市に図等を提出した。また、公開された図等を見た第三者からの問い合わせが大阪府市にあり、大阪府市が利用許諾状況を確認した際も米MGMにおいて適切な内部確認を行わなかった。
- 本件は性質的には著作権法上の著作権・著作者人格権侵害に当たる(仮に著作権者の告訴がなされた場合、判決次第では懲役刑を含む刑事罰)。
- IR事業者(大阪IR株式会社)の体制は代表取締役2名のみ。最大出資者は、日本MGMリゾーツ(米MGMの完全子会社:以下「日MGM」)とオリックス。

【事実関係2(要求基準7の審査)】

- 「IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない」とする要求基準7の審査においては、以下の点などを確認し、要求基準7に適合するものと評価した。
 - ① IR開業に向けて今後、会社法上の大会社に求められる体制として内部監査部門・法務部門・コンプライアンス部門を整備することや社員に対しコンプライアンス研修の受講を義務付けることを計画していること。
 - ② IR事業者の「誓約書」において、IR整備法その他の法令を遵守し、区域整備計画を信義に従って誠実に実施すること、その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期することを誓約していること。

【本件に関する見解(案)】

- IR事業者を審査対象とする要求基準7との関係から、以下のとおり整理する。
- IR事業者において利用許諾を適切に取得していない図等を含む区域整備計画の作成・認定申請を行った点について前述の誓約書に反している状況であるが、
 - ・米MGMにおいて著作権者への利用許諾が適切になされなかった点を発端としていること
 - ・IR事業者の現体制が代表取締役2名のみであったことを踏まえると、一定程度その事情を汲む余地があるといえる。
- また、大阪府市・日MGM・オリックスとともに、本件発覚後速やかな謝罪、問題の図等の削除、再発防止に取り組む旨を公表(4/17)していることを踏まえると、コンプライアンスに関する事後的な対応体制を有しているといえるほか、第三者が作成した著作物を使用する際のプロセスの強化、社員教育といった再発防止策に取り組もうとしている点も見受けられる。
- 以上を踏まえると、本件のみをもって、IR事業者としてコンプライアンス確保の体制・取組が、再審査を行うほど不十分であると判断するまでには至らないものと考える。

【事務局の今後の対応方針(案)】

- 前述のとおり、要求基準7の不適合とするまでには至らないものの、前述の誓約書に反している状況下であるため、IR事業者において、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該取組の実施のために必要な体制の早期構築を求める必要がある。そこで、下記の内容を条件として追加し、その状況を早期に確認すると共に、毎年度の実施状況評価における必須確認事項としても位置付けるものとする。
- なお、再発防止策が実行されていないことなどが確認された際は、IR整備法第30条に基づくIR事業者への指示を行い得る。

※条件(案)

大阪府市・IR事業者(必要に応じて親会社を含む)において再発防止策の実行を徹底すること。また、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該取組の実施のために必要な体制の早期構築に万全を期すこと。